

# 北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第594号 平成25年8月15日

## マナー違反の代償

7月4日、神戸地方裁判所（田中智子裁判官）で、自転車事故に関して約9500万円という高額な賠償を命ずる判決が出され、注目を浴びました。

この訴訟は、今から5年前、当時小学5年生だった少年が乗った自転車と歩行者との衝突事故をめぐる損害賠償に係わるもので、事故の被害者である67歳の女性は、現在も寝たきりで意識が戻っていないそうです。

裁判で被害女性側は、自転車の少年は高速で坂を下るなど交通ルールに反した危険な運転行為を行っていた事、また、母親は日常的に監督義務を負っていたと主張し、約1億590万円の損害賠償を求め、一方の加害者の母親側は少年が適切にハンドル操作し、母親もライトの点灯やヘルメットの着用を指導していたとして過失の相殺を主張していたものです。

これに対し、判決では、少年が時速20～30キロで走行し、少年の前方不注視が事故の原因と認定。事故時はヘルメット未着用だったこと等を挙げ、「指導や注意が功を奏しておらず、監督義務を果たしていない」として、母親に計約9500万円の賠償を命じました。

自転車事故による損害賠償額は、近年高額化の傾向にありますが、それでも9500万円という額に驚かれた方も多いのではないのでしょうか。

今回の裁判では、事故を起こしたのが未成年者だった為に親の注意義務が問われ、母親に損害賠償が命じられる事となりました。

子ども達、特に中・高校生が自転車に乗っている姿を見ると、ハラハラしたり、ヒヤッとする事がしばしばありますので、保護者の皆さんは、自転車のマナーについて、機会あるごとに指導して欲しいと思います。

自転車は、非常に身近で、お手軽な乗り物ですが、道路交通法上は「軽車両」として様々な規制の対象になっています。しかし、実態は、自転車に乗るのに免許を必要としている訳ではありませんし、道路交通法を意識して自転車に乗っている人は殆どいないと思われます。私自身、歩道を歩いていて後ろから来た自転車にぶつかりそうになった事や、私が運手する車の前を猛スピードで横切られ、慌ててブレーキを踏んだという経験が一度ならずあります。

自転車に乗っている人は、「自分達が優先」と勘違いしているのかも知れませんが、

今回裁判になったケースを含め、自転車といえども重大事故に繋がる恐れがあり、一旦事故を起こせば、当然、刑事、民事の両面で責任が問われる事となります。自転車も「走る凶器」になりかねない事を、自転車に乗る人は十分認識して置いて欲しいと思います。

また、自転車による事故を減らす為に、先の国会（6月7日）において道路交通法の改正が行われました。

この改正によって、各公安員委員会は、悪質な自転車運転者に対して3か月を超えない範囲で「自転車運転者講習」の受講を命じる事が出来る様になりました。この他、以前から義務付けられている自転車の車道左側通行に加え、路側帯がある車道では、道路左側の路側帯のみ通行する事が出来るという様に、車道の左側通行の徹底に向け規制の強化が図られる事になりました。

各都道府県の警察では、悪質な運転に対する取り締まりを強化していますが、そもそも自転車による事故を無くす為には、自転車に乗る人のマナーの向上が欠かせません。

各学校では、自転車の乗り方について学ぶ機会を設けていると思いますが、より臨場感のある形で、自転車に乗る際のルールやマナーが身に付く様、指導の徹底を図っていただきたいと思います。

勿論、事故を防止する為には、自転車に乗る人のマナーの向上だけでは必ずしも十分ではありません。例えば、車道が狭くて自転車走行が危険といった道路の構造的な問題の解決を急ぐ必要があります。また、誰でも事故の加害者になる可能性が有る以上、保険制度の普及、活用について積極的に取り組む必要もあるでしょう。

風を切って走る自転車の爽快感は、何ものにも代え難いと思います。しかしその爽快感は、安全を犠牲にしては決して得られるものではありません。

（塾頭：吉田 洋一）